

第5回 「教職に関する科目」から見た英語科教員養成

1 「教職に関する科目」と学習指導要領

大学の教員養成では、教育職員免許法施行規則の定める科目を履修しなければならない。履修者は「教科に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「教職に関する科目」より必要な単位数を取得することになる。

「教職に関する科目」は「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」「教育課程及び指導法に関する科目」「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」「教育実習」「教職実践演習」に分かれている。これらの区分は教育職員免許法施行規則に定める科目区分であり、必要事項はさらに各区分に求められている。教育職員免許法施行規則第六条の別表の備考には次のようにある。

二 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領、同例第五十二条に規定する小学校学習要領、同令第七十四条に規定する中学校学習指導要領、又は同令第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的内容を含むものでなければならない。⁽¹⁾

『学習指導要領』はおもに「教育課程及び指導法に関する科目」において扱われることとなろう。特に、英語教員養成という立場から考えると「指導法に関する科目」がその中心となる。各教科の指導法の単位修得については、同施行規則第六条の別表の備考に次のように示されている。

四 （省略）中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受け
る場合にあっては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに
修得するものとする。⁽²⁾

高等学校教諭の普通免許状の場合には2単位となって来る。教員養成においては、いわゆる「英語科教育法」といった科目が学習指導要領の内容と実際に教員となった時にどう授業を組み立て、どんな授業するのかといった実践的な内容を扱うこととなろう。

2 教職の意義等に関する科目

ここでは「教職の意義及び教員の役割」「教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む）」「進路選択に資する各種の機会の提供等」を扱う。ここでは特に英語教員に特定される内容に限定されないが、英語教員の役割を意識することになろう。また、教員免許更新講習などについても当然触れることになろう。

3 教育の基礎理論に関する科目

ここでは「教育の理念並びに教育に資する各種の機会の提供等」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む）」「教育に関する社会的制度的又は経営的事項」を扱う。ここでは特に英語教員に特定される内容に限定されないが、英語教育に関する教育行政などもここで取り扱うこととなる。『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』等に係る内容もこの科目で取り扱われるべきである。

4 教育課程及び指導法に関する科目

ここでは「教育課程の意義及び編成の方法」「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動指導法」「教育方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）」を扱う。英語教員としては特に「各教科の指導法」と「教

育方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」が特に重要となろう。特に教科法は教科担任制度を取っている以上、教科を教えるためにその役割は大きい。

「英語科教育法」をキーワードにYahoo Japanで検索すると、約104,000件(2010年11月14日現在)がヒットする。この中には大学等における講義要項(シラバス)をはじめ、書籍なども含まれている。検索した講義要項を整理してみると、授業概要の内容はおもに4種類に分かれる。

1. 学習指導要領
2. 英語教授法
3. 学習指導案の作成及び模擬授業
4. 日本の英語教育史、英語教育論

「教職に関する科目」には「教育課程及び指導法に関する科目」が科目区分にあり、教育課程全体にかかわるものは、概ねどの大学でも「教育課程総論」といった科目を配置し、この中で学習指導要領が定める教育課程について、さらには学校行事などの取扱いなどについて扱うこととなる。従って各教科の指導に関わる部分は「教科法」で扱われることとなる。各大学の講義要項の概要はおもに4種類に分かれるが、「英語科教育法」の科目の位置付けは3つのタイプに分類することが出来よう。第1は学習指導要領を中心に扱いながら、教授法的な内容に踏み込んでいくもの。第2は教授法を中心にし、学習指導案の作成や模擬授業といった教育実習への事前指導的な内容を強く盛り込んだもの。第3は日本の英語教育史や英語教育論を中心に扱ったものである。学習指導要領はこの英語教育史の中で扱われることとなる。もちろん、「英語科教育法」がいくつかに分かれ、それぞれを独立してすべての分野を網羅することが望ましいかもしれない。しかし、現実問題として教員養成をする上で学生が履修する科目数の問題が生じてくる。できるだけ多くの科目を学生

に履修させ、十分な知識と教養を身に付けさせて教育実習に臨ませたいというのはどの大学においても同じである。実際には、この英語科教育法も1科目2単位と設定している所が多いのが現状である。すなわち、この1科目2単位で「指導法に関する科目」の必要単位は充足してしまうのである。もちろんそれ以上に履修させることは各大学の教育課程編成や履修上の指導により可能である。

「教職に関する科目」の中で、免許を取得しようとする科目の学習指導要領を学ぶ機会はそれほど多くないということである。英語科教育法が教育実習の事前指導的なものに終始している例も見受けられた。学習指導要領に触れずに実際の教員として教壇に立つことなどは考えられないことである。特に「コミュニケーション活動」を実践する上で、訳読に終始するようなことにならないように、様々な教授法やA L Tの活用やティーム・ティーチングなどを学んでおく必要がある。これに加えて、教材、すなわち教科書の問題が加わってくるのである。現実的な問題として教職課程を置く大学では教育実習までに学生に教授法を含め、学習指導案などの作成についての十分な指導をしておきたいと言うのが本音である。従って、「英語科教育法」がこうしたことから学習指導要領を中心に扱った内容とすることが難しいことがあげられる。

今後期待されるものとしては、「教育方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む)」の科目である。最近のI T Cを考えれば、単に映像を活用するといったレベル以上のものも教員には求められよう。I L機器の操作も含まれるが、今後は電子書籍などの活用も大いに期待されるところである。インターネットの活用や英字新聞の活用など、英語教員と言えども、教材研究との観点からこの科目は実は大きな鍵を握ることとなるのではないだろうか。

5 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目

ここでは「生徒指導の理論及び方法」「教育相談 (カウンセリングに関

する基礎的な知識を含む)の理論及び方法」「進路指導の理論及び方法」を扱う。特に英語教員として求められるものはないが、最近の教育界で最も気を遣うところでもある。

6 教育実習

教育実習の事前・事後指導を含め、当然、責任実習も行われる。教育実習の在り方は教員養成校において様々であるが、教科法との連携が求められるところである。単にこれまで単位を積み上げたので教育実習というのでは教員養成の関係からみてふさわしくないと思える。筆者の本務校では次のようなポリシーで教育実習を実施している。

- (1) 「教科に関する科目」における既に修得した科目において、評価「C」・「D」の数が全体の2分の1未満であること。
- (2) 「教職に関する科目」における以下の科目の単位が修得済であること。
教職概論、教育原理、教育心理、教育課程総論、英語科教育法Ⅰ、学級経営論
- (3) 3年次に学内における「教育職員基礎学力試験」を受験し、それに合格していること。
- (4) 「英語科」の教職を履修する学生は、原則として英検2級以上の資格を取得済みであること。
- (5) 教育実習校から「教育実習受入が可能である」旨の内諾を得ていること。
- (6) 教育実習の諸手続(実習費等)が完了していること。⁽³⁾

『教職課程認定申請の手引き(平成22年度改訂版)』にも「教科指導の実践は教育実習の最も重要な内容である」⁽⁴⁾ことは当然である。また、教職実践演習と共に導入された履修カルテ制度も当然のことながら教育実

習を行う際の中心的なデータとなる。筆者の本務校は平成22年7月に中央教育審議会による教職課程認定実地視察を受けたが、その際には上記の6項目のうち特に（３）と（４）については他に類を見ない優れた試みとして高く評価された。もちろん、これにより実際に教職課程のハードルが高くなり、教職課程の希望者が少なくなるというデメリットもあるが、教職課程の一定のレベルの守るひとつの基準として設けている。

7 教職実践演習

「教職実践演習」は「総合演習」が廃止され、新たに平成22年度から導入された科目である。教育実習後に配置され、短大では2年後期、大学では4年後期に配当される。以下は「教職実践演習の実施にあたっての留意事項」（課程認定委員会決定、平成20年10月24日）の掲載内容である。

授業で取り扱う内容・方法例

- イントロダクション・これまでの学修の振り返りについての講義・グループ討論
- 教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責任等についてのグループ討論・ロールプレイング
- 社会性や対人関係能力（組織の一員としての自覚、保護者や地域の関係者との人間関係の構築等）についての講義・グループ討論
- 幼児児童生徒理解や学級経営についての講義・グループ討論
- 学級経営案の作成・グループ討論
- 学校現場の見学・調査
- 社会性、対人関係能力、幼児児童生徒理解、学級経営についてのグループ討論
- 教科・保育内容等の指導力についての講義・グループ討論
- 模擬授業
- 教科・保育内容等の指導力についてのグループ討論
- 資質能力の確認、まとめ

前述したが教職実践演習は履修カルテとセットとなるもので、卒業を控

えている卒業年次生が履修することになっている。教職生活を円滑にスタートさせるための科目としての位置付けもあることから、まさに教職に特化したキャリア教育科目ということになる。これまでの総合演習とは全く趣旨が異なり、より現実的で実践的な科目で、教育実習後の単なる事後指導を越えた指導もここでは可能となり、教員としての資質を確認する最後の機会ともなる。

8 『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』と学習指導要領

『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』は2003年3月31日に発表された。ここで示された「英語が使える日本人」育成の目標を端的に表現すれば、以下のようになる。

今後のグローバル化の進展の中で、「英語が使える日本人」を育成するためには、『コミュニケーションの手段』としての英語」という観点から、初期の学習段階においては音声によるコミュニケーション能力を重視しながらも、「聞く」「話す」「読む」「書く」の総合的なコミュニケーション能力を身に付けることが重要である。⁽⁵⁾

『学習指導要領』の改訂により英語において、コミュニケーションや異文化理解が新たに焦点があたり、「行動計画」によって、英語力にその焦点が集中しているのが現状である。これは、国際理解教育において、第1に「英語コミュニケーション」、第2に「異文化理解」といった捉え方をしているのではないかとの印象を持たざるを得ない。一般的に「英語力」＝「英会話」⇒「英語コミュニケーション」という構図になりがちであるが、もちろん、このように単純なものではない。「国語力」という表現もよく耳にするが、「数学力」「理科力」「体育力」「情報力」といった表現は見当たらない。「計算力」「体力」といったその科目の中の一

部分を指し示す表現は日常的にもよく使われている。言語についても共通する考え方もかもしれない。つまり言語については、「話す」「聞く」「書く」「読む」の4領域が揃ってはじめて「使える語学力」ということになるのだ。これは学習指導要領の言う「コミュニケーション活動」ということになろう。この「コミュニケーション活動」と「行動計画」の言う「総合的なコミュニケーション能力」とは同じことである。学習指導要領と「行動計画」の内容が一致するのであれば、この「行動計画」が英語教育の現場や教員養成に影響を及ぼすことはある種当然である。英語の教員が英語力を強化する、あるいは洗練していくことに異論の余地はないからだ。これにより科目区分の「英語コミュニケーション」重視の動きはさらに強まることとなるのだ。さらに「行動計画」では、「英語教員の指導力向上及び指導体制の充実」についても取り上げているのである。こうした内容を受け、2003年9月に文部科学省委託研究「英語教育に関する研究グループ」報告『「英語が使える日本人」の育成のための英語教員研修ガイドブック』（開隆堂出版）（以後、『ガイドブック』と略す）が発表された。この中で「英語指導力の構造」として

- (1) 「教職」として求められる資質能力
- (2) 英語運用能力
- (3) 英語教授力⁽⁶⁾

が示されている。さらに、『ガイドブック』によれば「英語教育の動向」について学習指導要領より「外国語の目標」が引用されている。

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。⁽⁷⁾

さらに『ガイドブック』によれば、

「英語コミュニケーションができる能力」を育成するために、音声面での技能を重視しながら、言語の実際の使用場面などを踏まえ、情報や互いの気持ちや考えを伝え合うようなコミュニケーションをさらに、単に「読む」「聞く」受信にとどまることなく、「話す」「書く」発信技能を重視することが求められていることになる⁽⁸⁾

と、総合コミュニケーションの内容をまとめ、英語指導力の方向性を打ち出したのである。

9 『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』と教職課程

学習指導要領は教科指導においては、教育課程や教科・科目の位置付けなどを知るものであり、基準を示すものである。しかし、学習指導要領は約10年毎に改訂されているように、教育内容も時代と共に変貌していくものである。さらに、最近では、学習指導要領とは別に国として取り組むべき英語教育の改善といった『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』も発表された。教員資質向上を推し進めるべく、教員免許更新制度も、試行期間を経て2009年4月より正式に施行される。児童・生徒への学習内容といった学習指導要領にとどまることなく、むしろ、これを実行する側の教員に対しても更新講習を通して最新の指針が示されることになるのだ。英語教育という観点から見ても、『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』は学習指導要領との内容が一致することから、学習指導要領の求めるものを再確認する必要があるだろう。英語教員養成の立場からすれば、まずは学習指導要領で求められているものを理解すべきである。そして、英語教員に求められる英語力の指針として『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』を捉えるべきであろう。「教職に関する科目」のうち「指導法に関する科目」では、学習指導要領が何を求めているのかをしっかりと扱うべきであり、教科を

教授する者として教科に関する力を十分に身に付けなければならないだろう。

注

(1)教育職員免許法施行規則

<http://www.law.e-gov.go.jp/htmldata/529/529/=03501000026.html>

(2) Ditto.

(3)『平成22年度 学生便覧』(武蔵野学院大学教務部、2010年4月)、
pp.31-32

(4)『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画」(文部科学省ホームページより。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/03/030318.htm)、p.1.

(5)『教職課程認定申請の手引き(教員の免許状授与の所要資格を得るための大学の課程認定の手引き)(平成22年度改訂版)』(文部科学省初等中等教育局教職員課)、p.222.

(6)文部科学省委託研究「英語教育に関する研究グループ」報告『「英語が使える日本人」の育成のための英語教員研修ガイドブック』(開隆堂出版、2003年9月)、pp.3-4

(7)『高等学校学習指導要領』、p.119.

(8)『「英語が使える日本人」の育成のための英語教員研修ガイドブック』、
p. 9.